

#### 埼玉県報

第 72 号 令和 2 年(2020 年) 1 月 17 日 金曜日

#### 目次

#### 条例のあらまし

○ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の 一部を改正する条例のあらまし(人事課)

#### 条例

○ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の 一部を改正する条例(人事課)

#### 規則

○ 学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(教職員課)

#### 告示

- 〇 自衛官の募集に関する告示(地域政策課)
- 令和元年 10 月から 12 月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況(入札 審査課)
- 春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 上尾都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 加須都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示(商業・サービス産業支援課)
- 荒木郷地裏土地改良区の定款変更認可(農村整備課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- マ地建物取引業者の聴聞(建築安全課)
- O 宅地建物取引業者の聴聞(建築安全課)
- 事務所の所在地又は業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告(建築安全課)

	13412 1 (2020 17.7) 17 11
0	入間都市計画下水道事業の変更認可(下水道事業課)
0	県道蒲生岩槻線の区域の変更(越谷県土整備事務所)
0	建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定(熊谷建築安全センター)
0	開発行為に関する工事の完了公告 (越谷建築安全センター)
0	埼玉県立循環器・呼吸器病センター医療情報システム運用保守業務委託に関する契約の
	相手方等の公示(循環器・呼吸器病センター)
0	埼玉県立循環器・呼吸器病センター医療情報システム運用管理及びネットワーク機器保
	守業務委託に関する落札者等の公示(循環器・呼吸器病センター)
0	埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)
	和工术状育安良五足四云少加朱(农安 心切坏)
l	

# 本号で公布された条例のあらまし

職員の勤務時間、 休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、 休暇等に関する

条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第一号)(人事課)

一趣旨

地方公務員法の一 部改正に伴い、 規定の整備をするための改正

一内容

を整備 地方公務員法の一部 改正に伴い、 以下の条例中の 同法 の引用部分について規定

 $\left( \longrightarrow \right)$ 職員の勤務時間、 休暇等に関する条例 (平成七年埼玉県条例第二号)

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ 学校職員の勤務時間、 休暇等に関する条例 (平成七年埼玉県条例第二十八号)

一施行期日

令和二年四月一日

### 条

条例 職員  $\mathcal{O}$ の勤務時間、 一部を改正する条例をここに公布する。 休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、 休暇等に関する

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

### 埼玉県条例第一号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職 員 の勤務時間、 休暇等に関

する条例の一部を改正する条例

める。 次に掲げる条例の規定中「第二十二条第二項」 を「第二十二条の三第 \_ 項」 に 改

第一項

第十三条第一項

学校職員の勤務時間、

休暇等に関する条例

(平成七年埼玉県条例第二十八号)

職員

 $\mathcal{O}$ 

勤務

時間、

休

- 暇等に

関する条例

(平成七年埼玉県条例第二号)

第十一条

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

### 規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月十七日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

## 埼玉県教育委員会規則第一号

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則(平成十一年埼玉県教育委員会規則第十二

号)の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「三千六百円」を「二千七百円」 に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 埼玉県告示第三十号

第百十八条の規定により、 自衛隊法施行令(昭和二十九 自衛 官の 年政令第百 募集に 七 9 十九号) 1 て 次の 第百十四条、 とお り 告示する。 第百 七 条及 75

令和二年一月十七日

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

### 募集種

自衛官候補 生

### 応募資格

イ する者。 月に達する日の 採用予定月 ただ  $\mathcal{O}$ 属す \_ 日 三十二歳 える月 現在に  $\mathcal{O}$ 翌月の末日 お  $\mathcal{O}$ 者 11 にあ て年齢十 2 現在三十三歳に達 て は、 八歲以上三十三歲未満 採用予定月  $\mathcal{O}$ て 日 11 カュ  $\mathcal{O}$ 11 5 日 者に 起算し 本国 [籍を有 限る。 て三

口 者に該当しな 自衛隊法 (昭和二十九 11 もの 年法 律 第百六十五号) 第三十八条第 項各号に掲げる

#### 採用試験の 方法

1 筆記試験 (国 語、 数学、 社会及び作文)

口 口述試: 験

ハ 適性検査

= 身体検査

#### 兀 募集期間

令和二年一 月十 九 日 日  $\dot{}$ カュ ら同年二月 六 日 (木) まで

#### 五. 採用予定月

令和二年三月下 旬 カン 5 兀 月 上 旬 まで

1 試験期日 六

試験期日並

び

に

試

験

場

 $\mathcal{O}$ 

位

置

及び名称

令和二年二月 +应 日 金) 又 は 同 月 + 五. 日  $\pm$  $\mathcal{O}$ 11 ず れ カコ 指定され た 日

口 験場の位 置及 ŢĶ 名称

埼玉県狭 Щ 市 稲 荷 <u>山</u> 丁目三番 地

航空自衛隊 入 間 基 地

#### 七 応募者の受付

区常盤四 各市役所 目 + 各 町 番十 村 役場並び 五号 浦 和 に 地 自 衛 方合同庁舎三階 隊埼玉地方協力本 電話 部  $\bigcirc$ (埼玉 兀 八 一県さい 八三一 たま市浦 六  $\bigcirc$ 兀 和

及び 地 域事務所に お V て受け付け

各 域 事務 所  $\mathcal{O}$ 位置及び

イ 埼玉 県さいたま市大宮区桜木 町二丁目三百七十六番 地 Μ S 1 ド

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話○四八一六五一一二四二○)

口 埼玉県所 沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビ ル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話○四—二九二三—四六九一)

、東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八—四六六—四四三五)

二 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビルニW

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八—五二二—四八五五)

ホ

埼玉県秩

(父市宮側

町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話○四九四—二二—六一五七)

## 埼玉県告示第三十一号

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

## 埼玉県告示第三十二号

たので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す春日部市から春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受け において縦覧に供する。 る同法第二十条第二項の規定により、 当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課

令和二年一月十七日

## 埼玉県告示第三十三号

11 法第二十条第二項の規定により、 で、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同上尾市から上尾都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの て縦覧に供する。 当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお

令和二年一月十七日

## 埼玉県告示第三十四号

い 法第二十条第二項の規定により、 で、都市計画法 、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同加須市から加須都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの て縦覧に供する。 当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお

令和二年一月十七日

## 埼玉県告示第三十五号

定による意見の概要につ のとおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九 11 て、 同条第三項の 規定により公告し、 十一号)第 八条第一 項及び第二項の規 及び当該意見を次

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

### 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

UNICUS秩父

埼玉県秩父市上野町八百五番地十四

- 口 大規模小売店舗 1 地法第 条第 項 の 規定に による市 町 村の 意見  $\mathcal{O}$
- (1) 及 当該店 び自転車利用等 語駐車場  $\sim$ の通行に の車両 の出 配 慮す 入 っること。 ŋ ĺZ 対する安全対策を十分に講じ、 歩行者
- (2)11 よう十分に配慮すること。 新たに追加される深夜帯の 荷さばきにつ V ては 近隣住民の迷惑にならな

### 一縦覧期間

令和二年一月十七日から令和二年二月十七日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県秩父地域振興センター

## 埼玉県告示第三十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、次

の土地改良区の定款の変更を令和二年一月九日認可した。

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 名称

荒木郷地裏土地改良区

二 事務所の所在地

行田市

## 埼玉県告示第三十七号

第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 測量計画機関である国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所から次のとおり公

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

測量計画機関

国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所

公共測量 (航空レ ーザ測量)

作業種類

 $\equiv$ 作業地域

春日部市

作業期間

兀

令和元年十二月二十六日から令和二年三月二十五日まで

## 埼玉県告示第三十八号

法第十四条第三項の規定により公示する。 たので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同 測量計画機関である東松山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受け

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一測量計画機関

二作業種類

東松山市

公共測量 (基準点測量)

三 作業地域

東松山市松葉町四丁目

四 作業期間

令和元年十二月十九日から令和二年二月二十八日まで

## 埼玉県告示第三十九号

法第十四条第三項の規定により公示する。 たので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同 測量計画機関である東松山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受け

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一測量計画機関

二作業種類

東松山市

公共測量 (基準点測量)

三 作業地域

東松山市大字正代地内

四 作業期間

令和二年一月八日から令和二年三月十三日まで

## 埼玉県告示第四十号

法第十四条第三項の規定により公示する。 たので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同 九日終了した旨測量計画機関である埼玉県東松山農林振興センター 令和元年埼玉県告示第三百四十六号で公示した公共測量は、 令和元年十一月二十 から通知を受け

令和二年一月十七日

## 埼玉県告示第四十一号

受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用す る同法第十四条第三項の規定により公示する。 た旨測量計画機関である独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部から通知を 令和元年埼玉県告示第九号で公示した公共測量は、 令和元年九月二十一日終了し

令和二年一月十七日

## 埼玉県告示第四十二号

認めたので、告示する。 十八年埼玉県条例第二十号) 次の雨水流出抑制施設は、 第五条第一 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成 項の規則で定める技術的基準に適合すると

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

許可番号

第二〇一九一二—一号

| 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字下羽生字岸町千七十三番地一 外十五筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二百四十六・二八立方メートル

## 埼玉県告示第四十三号

認めたので、告示する。 十八年埼玉県条例第二十号) 次の雨水流出抑制施設は、 第五条第一 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成 項の規則で定める技術的基準に適合すると

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一許可番号

第二〇一八—四十五—一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県東松山市神明町二丁目千六百二十七番一 他九筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千八百五十二・一一立方メートル

## 埼玉県告示第四十四号

認めたので、告示する。 十八年埼玉県条例第二十号) 次の雨水流出抑制施設は、 第五条第一 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成 項の規則で定める技術的基準に適合すると

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

許可番号

第二〇一八—九—一号

一 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県熊谷市樋春字袋田千二百二十三番三

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千四百二十七・三四立方メートル

## 埼玉県告示第四十五号

分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十五条の規定による処 令和二年一月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 一 聴聞の日時及び被聴聞者

三十分三十分	聴聞の日時
アハウス	号又は名称被聴聞者の商
櫻井直樹	の氏名)の氏名(法被聴聞者の氏名(法
埼玉県和光市新倉一号 プラナス和光一	務所の所在地被聴聞者の主たる事

### 二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館四〇三会議室

## 埼玉県告示第四十六号

分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十五条の規定による処

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 一聴聞の日時及び被聴聞者

					四日午前十時	令和二年二月	聴 聞 の 日 時
				ーション	エスコーポレ	株式会社エヌ	号又は名称被聴聞者の商
						白田 俊夫	の氏名)の氏名(法被聴聞者の氏名(法
二十七番地)	市大宮区仲町二丁目	在地埼玉県さいたま	引業法上の事務所所	十三号(宅地建物取	ガ崎一丁目十五番二	神奈川県鎌倉市稲村	務所の所在地被聴聞者の主たる事

### 二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館四○三会議室

## 埼玉県告示第四十七号

規定により、その旨公告する。 11 ので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十七条第一項の 次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できな

は、 許を取り消す。 この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出 宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、 当該宅地建物取引業者の免 がないとき

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

	株式会社ヤマト	商 号 又	
	ト 住 建	は 名 称	
	白濵栄	氏名(法人にあって	
二十一番四十六号	埼玉県朝霞市本町二丁目	主たる事務所の所在地	

## 埼玉県告示第四十八号

変更を認可したので、次のとおり告示する。 十六年埼玉県告示第二百七十五号で告示した入間都市計画下水道事業の事業計画 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、 昭和四  $\mathcal{O}$ 

令和二年一月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

施行者の名称

入間市

二 都市計画事業の種類及び名称

入間都市計画下水道事業入間公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十六年三月十二日から令和五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 分流区域

(1) 汚水

□ 収用の部分

変更なし

□ 使用の部分

変更なし

(2) 雨水

一 収用の部分

変更なし

使用の部分

(\_\_\_)

変更なし

# 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和二年一月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

令和二年一月十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 﨑 秀 夫

一 道路の種類 県道

一路線名蒲生岩槻線

三 道路の区域

新	旧	旧	
		新	
		別	
市大間野町一丁目七番二一地先ま	市大間野町一丁目七番二一地先ま谷市大間野町一丁目八番一地先か		
一〇・五〇~ 一八・五〇	七・〇〇~	(メートル)敷地の幅員	
-	)	(メートル)	
		備考	

# 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第一号

、道路の位置の指定を次のとおり行った。建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定によ

り、

令和二年一月十七日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

号 第 ** ** ** ** **	指定番号
第四十二条建築基準法	道路の種類指定に係る
令和二年一月九日	指定の年月日
一番五、三千六百十一番六一番五、三千六百十一番六	指定に係る道路の位置
トル 七四メー	(単位メートル) 指定に係る
四・〇〇メートル	<ul><li>(単位メートル)</li><li>指定に係る</li></ul>

# 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年一月十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平 野 隆

一許可番号

令和元年十二月二十五日

指令越建セ第三〇〇〇一八一号

一 検査済証番号

令和二年一月十日

越建セ第三九六―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東七百二十八番四、 七百二十八番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉 県春日部市西金野井千六百八十一番地二 ボヌールC二〇一

寺田 香菜子

## 埼玉県病院事業告示第一号

相手方を決定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、 随意契約の

令和二年一月十七日

埼玉県病院事業管理者 岩 督

- 1 購入等件名及び数量
  - 埼玉県立循環器・呼吸器病センター医療情報システム運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局業務部医事・経営担当 埼玉県熊谷市板井1696番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和元年12月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 日本電気株式会社関東甲信越支店 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-17
- 5 契約金額 49,592,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

## 埼玉県病院事業告示第二号

定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

令和二年一月十七日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

1 購入等件名及び数量

埼玉県立循環器・呼吸器病センター医療情報システム運用管理及びネットワーク機器保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局業務部医事・経営担当 埼玉県熊谷市板井1696番地

3 落札者を決定した日 令和元年10月31日

4 落札者の氏名及び住所 メディックス株式会社 群馬県前橋市問屋町1-10-3

5 落札金額 81,180,000円

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札の公告を行った日 令和元年9月20日

## 埼玉県教委告示第一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和二年一月十七日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

日時

令和二年一月二十三日 午前十時

一場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

ζ.

教育職員の  $\mathcal{O}$ 調整額に 関する規則  $\mathcal{O}$ 一部を改正する規則につい 7

埼玉県地方産業教育審議会委員の任免について

ハ その他

口